

# 公益財団法人福島市スポーツ振興公社賛助会規約

## (趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人福島市スポーツ振興公社（以下「公社」という。）の賛助会の運営に関し、必要事項を定める。

## (名称)

第2条 会の名称は、公益財団法人福島市スポーツ振興公社賛助会（以下「賛助会」）という。

## (目的)

第3条 賛助会は、公社定款の目的である「生涯スポーツ活動の推進を図るため、体育・スポーツの振興に関する各種事業及び支援事業を実施し、市民はもとより広域的な住民の体育・スポーツの普及啓発に努め、地域住民の心身の健全な発達と健康で活力のある生活の形成に寄与すること。」に賛同したものにより構成され、公社の事業運営を賛助することを目的とする。

## (会員)

第4条 賛助会員（以下「会員」という。）は、賛助会の目的に賛同する法人等又は個人とする。

## (入会)

第5条 会員となろうとするものは、会員入会申込書（様式第1号）を理事長に提出し、承認を得るものとする。

2 次の各号の一に該当する場合は、会員としての入会を認めない。

- (1) 入会しようとするものから条件が付されている場合。
- (2) 社会通念上、会員とすることが不当と認められる場合。
- (3) その他、理事長が会員としての受入れを認めない場合。

## (会員資格)

第6条 会員資格は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。ただし、新規に入会の年は、前条の規定により理事長が承認した日から翌年3月31日（承認日が、1月から3月までの場合は当年3月31日）までとする。なお、退会届（様式第2号）による退会の申出がない場合にあっては、当該年度の会費を納入することで、自動更新により会員資格を継続する。

## (会費)

第7条 会費の納入については、入会時は申請書提出後2ヵ月以内、更新時は前払いとする。

2 会費は口数によるものとし、1口10,000円とする。

- 3 会費は、公社の事業運営の経費に充てるものとする。
- 4 会費の支払いは、公社指定の金融機関への口座振込若しくは現金によるものとする。
- 5 会費の支払いにおける口座振込手数料は、会員の負担とする。

(更新時の会費の支払い期限)

第8条 更新時の翌年度分の会費の支払い期限は、3月31日とする。

(会費の特典)

第9条 会費の口数に応じた特典プランは次のとおりとする。

- (1) ブロンズプラン 会費1口以上2口までの会員を対象。
- (2) シルバープラン 会費3口以上4口までの会員を対象。
- (3) ゴールドプラン 会費5口以上9口までの会員を対象。
- (4) プラチナプラン 会費10口以上の会員を対象。

- 2 特典プランごとの特典内容は、公益財団法人福島市スポーツ振興公社賛助会特典プラン(別表1)のとおりとする。
- 3 特典の企業名の掲示や掲載は理事長が定めた方法により、また、事業関連物品等の紹介については、理事長が承認した方法によるものとする。

(規約)

第10条 この規約に変更があった場合は、会員へ通知する。

(会員資格の譲渡、貸与の禁止)

第11条 会員は、その会員資格を譲渡又は貸与することを禁止する。

(退会)

第12条 会員は、退会する日の1ヵ月前までに退会届(様式第2号)を提出し、受理後いつでも退会することができる。その際、既に納入されている年会費は返金できないものとする。

(会員資格喪失)

第13条 会員が次のいずれかに該当した場合には、理事長が会員の資格を取り消すことができる。

- (1) 法人等が解散した場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) 期限までに会費の納入がない場合
- (4) その他、理事長が必要と認める場合

(会員証)

第14条 会員には会員証を発行する。

2 退会又は会員資格喪失の際は、会員証を回収する。

(解散)

第15条 次のいずれかに該当した場合は、賛助会を解散する。

- (1) 会社が解散した場合。
- (2) 理事長が当該事業の継続が困難であると判断した場合。

(管理責任者)

第16条 管理責任者は、事務局長とする。

(裁判管轄)

第17条 この規約に関する訴訟は、会社の所在地を管轄する裁判所とする。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、賛助会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。